

独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会要項

平成25年9月2日
理事長 裁定
令和3年4月1日
一部改正

(設置)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）において、保有する施設等について、事務・事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかを検証するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の利用状況に関すること。
- 二 施設等の有効活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事長が指名する理事
 - 二 機構本部職員のうち委員長が指名する職員
 - 三 その他、委員長が必要と認める者
- 2 委員長は、前項第一号の理事のうちから理事長が指名する者とする。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とし、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催及び招集)

第4条 委員会は、随時開催できるものとし、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。